青森県フグ取扱講習会の実施及び指定に関する要領

（趣旨）

第１　この要領は、青森県フグ取扱指導要綱（以下「要綱」という。）第３第３項の規定により、フグ取扱講習会の実施及び知事以外の者が行う講習会等の指定について、必要な事項を定める。

（講習会の種類）

第２　講習会の種類は次のとおりとする。

（１）学科講習会：全てのフグ取扱者が修了しなければならない講習会

（２）実技講習会：フグ取扱者のうちフグの処理を行う者が修了しなければならない講習会

（受講要件）

第３　講習会を受講できる者は、講習会の区分に応じ、そのいずれかに該当する者とする。

（１）学科講習会

①　調理師法第２条の規定よる調理師である者

②　青森県フグ取扱指導要綱に規定する「フグ取扱営業所」において２年以上その業務に従事した者

③　食品衛生責任者養成講習会（青森県食品衛生法施行条例別表第１の食品衛生責任者の設置の欄第２項に規定する知事が適当と認める講習会をいう。以下同じ。）を受講した者

（２）実技講習会

①　学科講習会を修了した者

②　①と同等以上の知識があると知事が認めた者

（講習会の内容）

第４　講習会の内容は、講習会の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

（１）学科講習会

　　ア　青森県フグ取扱指導要綱及び食品衛生学　　　３０分

イ　フグの種類の鑑別　　　　　　　　　　　　　９０分

（２）実技講習会

　　ア　フグの内臓の識別、毒性の鑑別　　　　　　　６０分

　　イ　フグの処理技術　　　　　　　　　　　　　　６０分

（受講手続）

第５　フグ取扱講習会を受講しようとする者は、フグ取扱講習会受講申込書（第１号様式）に受講要件を証する書類を添えて、地域県民局長に対して提出するものとする。

（１）学科講習会

　　ア　調理師免許証の写し

イ　フグ取扱業務従事証明書（第２号様式）

ウ　食品衛生責任者養成講習会を受講したことを証する書類等の写し

（２）実技講習会

　　ア　学科講習会受講証の写し

　　イ　学科講習会を受講した者と同等以上の知識を有することを証する書類等の写し

（受講証）

第６　知事は、講習会受講者に講習会受講証（第３号様式）を交付するとともに、講習会受講者名簿（第４号様式）に登録する。

２　講習会受講者は、講習会受講証を亡失又はき損したときは、フグ取扱講習会受講証亡失・き損届（第５号様式）により、又は記載事項に変更が生じたときは、フグ取扱講習会受講証変更届（第６号様式）により、速やかに知事に届け出ること。

３　知事は、前項の規定による届出者に講習会受講証を再交付する。

４　講習会受講者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族又はその他の同居者は、速やかに講習会受講証を知事に返還すること。

（講習会等の指定）

第７　知事は、知事以外の者が行う講習会等が次の基準に適合していると認めるときは、当該講習会等を要綱第３第２項に基づき知事が行う講習会に代わるものとして指定することができる。

（１）講習会等の受講要件及び内容が第３及び第４に定めるものと同等以上のものと認められること。

①　講習会等の実施の方法その他の事項についての講習会等の業務の実施に関する計画がフグ取扱い業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

②　①の講習会の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力があること。

（２）講習会等を修了したことを証する書面を発行していること。

２　次のいずれかに該当する者が行う講習会等は、前項の指定をしてはならない。

（１）食品衛生法又は食品衛生法に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

（２）第８の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（指定の取消し等）

第８　知事は、講習会等を行う者が第７第２項第１号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

（その他）

第９　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

　附則

　この要領は、平成２６年１２月１２日から施行する。

（第１号様式）

平成　　　年　　　月　　　日

青森県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　〒（　　　－　　　）

氏　　名

生年月日　　　　　年　　　月　　　日

電話番号

フグ取扱講習会受講申込書

　青森県フグ取扱講習会実施要領第５の規定により、講習会を受講したいので申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 講習会の種類 | 学科講習会　・　実技講習会　　　　　＊１ |
| 受講証送付先住所  （住所と異なる場合） | 〒（　　　－　　　） |
| 学科講習会受講年月日  及び受講証番号（実技講習会受講希望者に限る） | 受講日：　　　　　年　　月　　日  受講証番号：　　　　　　　　　　　号 |
| 備　　　考  （勤務先、許可業種等） |  |

＊１　受講する講習会を〇印で囲むこと

＊２　添付書類

（１）学科講習会

①　調理師免許の写し

②　フグ取扱業務従事証明書（第２号様式）

③　食品衛生責任者養成講習会の受講済みを証する書類等の写し

（２）実技講習会

①　学科講習会受講証の写し

②　学科講習会を修了した者と同等以上の知識を有することを証する書類等の写し

（第２号様式）

フグ取扱業務従事証明書

　　　従事者　住所

　　　 　氏名

上記の者は、下記のとおりフグ取扱い業務に従事していたことを証明します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  | | | | | |
| 施設所在地 |  | | | 電話 |  | |
| 業　務 | | 届出年月日等 | | | | |
| １　飲食店営業  ２　魚介類販売業  ３　魚介類せり売業  ４　その他  （　　　　　　　　　） | | 保健所  届出年月日　　　　　　　　　年　　　　月　　　日 | | | | |
| 上記施設で取扱いに従事した期間（２年以上） | | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで  年　　　月 | 現在のフグ取扱者氏名 | | |  |

証明者　住所

証明者　地位

証明者　氏名　　　　　　　　　　印

（注）フグ取扱業務従事証明書の証明は、原則としてフグ取扱営業者が証明すること。

ただし、従事者と営業者が同一、配偶者若しくは肉親の場合又は廃業等によって営業者がいない場合は、所属食品衛生協会長又は同業者が証明すること。

（第３号様式）

第　　　　　号

フグ取扱講習会受講証

　青森県フグ取扱指導要綱第３の規定によるフグ取扱講習会を受講した者であることを証する。

氏　　　　　　名

生年月日

講習会受講年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

講習会の種類　　　　学科講習会　・　実技講習会

年　　　月　　　日

青森県知事　　　　　　　　印

（第４号様式）

フグ取扱講習会受講者名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 電話番号 | 受講年月日 | 受講証番号 |
|  |  |  |  |  |  |

（第５号様式） 　　　年　　　　月　　　日

　青森県知事　殿

　　　住　　　所

氏　　　名

生年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

フグ取扱講習会受講証亡失・き損届

　交付済みのフグ取扱講習会受講証を亡失・き損しましたので、青森県フグ取扱講習会実施要領第６第２項の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 講習会受講年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 受講証番号 | 第　　　　　　　　　　　号 |
| （備考） | |

＊注　き損の場合にあっては、き損したフグ取扱講習会受講証を添付すること。 （第６号様式） 　　　　　　年　　　　月　　　日

　青森県知事　殿

　　　住　　　所

氏　　　名

生年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

フグ取扱講習会受講証変更届

　フグ取扱講習会受講証の内容に変更が生じたので青森県フグ取扱講習会実施要領第６第２項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講習会受講年月日 | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 受講証番号 | | 第　　　　　　　　　　　号 |
| 変更年月日 | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 変 更 内 容 等 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |
| （備考） | | |

＊フグ取扱講習会受講証を添付すること。